

豊中市シェアサイクル実証実験仕様書

1 総則

本仕様書は、豊中市が実施する「豊中市シェアサイクル実証実験」（以下、「本実験」という。）に適用する。

2 事業（実験）の目的

シェアサイクルは、エリア内に複数のサイクルポートを配置し、いつでもどのポートでも自転車の貸出し・返却が可能な短時間・短距離の移動を目的としたこれまでの公共交通を補完する新しい交通システムである。その他、まちの活性化、観光の推進、環境負荷の低減、健康増進等の効果が期待され、全国各地でその導入は年々増加している。

一方、豊中市においては、公共交通に関し、市城南側における東西軸の強化が課題とされており、シェアサイクルは、南北の鉄道路線から東西への移動を補強する役割が期待できる。また、市の公共施設等に設置すれば、職員の移動に利用でき、災害時の移動手段の確保にもつながる。

このことから、平成31年2月に策定した「豊中市公共交通改善計画」において、その導入を検討するとしている。本実験は、本市におけるシェアサイクルの本格導入及び継続実施を見据え、公共交通の機能補完、地域の活性化及び観光の推進等に資するシステムとして、その有効性及び課題を明らかにすることを目的に実施するものである。

3 実施エリア

岡町駅以南の市域中南部

阪急電鉄宝塚線岡町駅、曾根駅、服部天神駅、庄内駅、北大阪急行電鉄緑地公園駅を含む東西に広がりのあるエリアとする。

4 実施期間

令和元年（2019年）11月 日 から令和4年（2022年）10月31日まで

*開始日は協議により決定

5 シェアサイクルの内容

(1) 利用方法

- ① 利用者がどのサイクルポートでも自転車を借りることができ、借りたポートと別のポートにも返却可能なシステムとする。
- ② スマートフォン等でポートの状況が確認でき、予約、解錠、返却及び支払い等が可能なシステムとする。
- ③ 誰でも容易に利用登録ができ、利用可能なシステムとする。
- ④ 利用者の個人認証ができるシステムとする。

(2) 自転車

- ① 自転車は、安全で乗りやすいものとする。
- ② 自転車は電動アシスト付きが望ましい。
- ③ 自転車は荷物を入れるかご付きが望ましい。

(3) サイクルポート

- ① 市が提供するポート及び民有地を使用するポートを実施エリア内に適正に配置し、自由な移動に活用できるものとする。
- ② ポートには、ラックを設置し、自転車は自由な移動が可能となる台数とする。
- ③ ポートは原則無人で貸出・返却が可能なシステムとする。

(4) 料金

- ① 多くの人に利用してもらえるよう適切な料金とする。
- ② 短時間の利用に有利な料金設定とする。

6 役割分担

(1) 豊中市

- ① 本実験実施主体として全体を総括
- ② 市が提供するサイクルポートの用地確保及び必要な手続き
- ③ 市民等への周知・広報

(2) 事業者

- ① 本実験に係るシェアサイクル事業の運営
- ② 施設、器材及びシステムの整備、維持管理
- ③ サイクルポート及び周辺の違法駐輪対策
- ④ 市が提供するポート以外のポートの確保
- ⑤ 市が提供するポートの使用に伴う手続きに必要な書類の作成
- ⑥ シェアサイクル事業に起因する苦情対応
- ⑦ 利用者等への周知・広報
- ⑧ シェアサイクル事業の効果及び持続可能性等を確認するためのデータの収集、調査並びに市への報告
- ⑨ 本事業の結果報告
- ⑩ 自転車活用に関する市事業への協力

7 事業費

- ① 本実験に係る事業の運営に要する費用は事業者の負担とし、本市は費用を負担しない。
- ② 市が提供するサイクルポート用地の使用に係る費用については、全額免除する。
- ③ 本実験に使用する自転車等が違法駐輪として撤去・保管された場合の費用は、事業者が処理する。

8 運営上の注意点

- ① 本実験に係る事業の運営にあたっては、必要な人員・体制を整え、円滑に進める。
- ② 利用者からの問い合わせに対応できるような体制とする。
- ③ 設備の不具合及び損傷、事故並びにトラブル等が生じた場合、速やかに対応し、市に報告する。
- ④ 技術力を持った者が定期的にメンテナンスを行う。
- ⑤ 利用者等のケガや損害賠償事故（対物・対人）に対応するため、保険に加入する。
- ⑥ 利用者の個人情報等は、法令及び市条例に基づき適正に管理する。
- ⑦ 実験終了後、市の指示があれば、速やかに、サイクルポート等の設備を撤去し、原状回復を行う。
- ⑧ シェアサイクルに係る苦情等が発生した場合は、責任を持って対応処理する。
- ⑨ 事業内容を変更する際は、事前に市と協議する。
- ⑩ 本市に災害対策本部が設置された場合、市がシェアサイクルを優先的に利用できるようにする。

9 サイクルポートの扱い

- ① 市が提供可能なサイクルポートは、別紙「豊中市提供サイクルポート候補地一覧」「サイクルポート配置図」「サイクルポート詳細位置図」参照。ただし、この候補地は、整備を確約するものではなく、今後の各管理者や関係者との調整により、変更又は廃止となる場合も

ある。

- ② 市が提供するポート候補地以外は私有地等を使用し、その確保は事業者で行う。
- ③ 事業開始後の公有地及び私有地のポートの新規設置又は廃止を可とするが、市と協議する。
- ④ 公有地を使用したポートは、その管理上必要が生じた場合は、休止、撤去又は一時撤去を命じることがある。
- ⑤ ポートに配置している自転車の台数に偏りが生じた場合、再配置に努める。
- ⑥ 自転車がポート以外の場所に放置された場合、速やかに回収する。
- ⑦ ポートに、事業用以外の自転車が停められないよう配慮するとともに、停められた場合は速やかに適切な対応を行う。
- ⑧ ポートに電源が必要な場合は、事業者が電源を確保する。
- ⑨ ポート及び自転車は、地域の景観を阻害しないデザインとする。

10 結果報告

- ① 事業者は、利用状況、移動状況及びその他の事業運営に係るデータを収集し、市の求めに応じ提供する
- ② 定期報告は、各四半期終了から30日以内とし、四半期毎の利用状況、移動状況等とする
- ③ 中間報告は、各年度末から30日以内とし、年度毎の各種データ、収支、効果検証及び課題等とする
- ④ 最終報告は、実験終了後30日以内とし、実験期間の各種データ、収支、効果検証、今後の方向性及び課題等とする